

四天王寺大学・四天王寺大学短期大学部後援会規約の一部改正について

1. 改正の概要

四天王寺大学・四天王寺大学短期大学部後援会の運営に係る事務について、現状、大学において代行させていただいていることから、委託手続きに関する条文を新たに追加し、事務の明確化を図ることとしたほか、体系的な章構成の整理や、条文の表記など、平仄等についても改める。

2. 主な改正点

- 章建て 章構成を全面的に整理し、「総則」「会員」「会計」「役員等」「会議」「雑則」など、体系的な構成に変更。
- 第2条 目的について、「あらゆる教育・研究活動」を「教育研究活動等」に、表記を整理。
- 第3条 事業の内容を「教育研究活動等に対する援助」にまとめ簡素化。また、政治的・営利的活動の禁止及び大学運営への不介入に関し、第2項に整理。
- 第4条 会員について、正会員の範囲を「保護者」から「保証人又はその配偶者」へ変更するほか、特別会員に常務理事を追加し、実態に即した定義へ見直した。
- 第5条 会費に「在学生1名につき年額 18,000 円」、「夏学期・冬学期の分納」を明記。
- 第7条 役員から顧問を分離し、第13条に「顧問」に関する条文を追加。
- 第8条 役員の職務について表記を整理するとともに、会長の職務代理を明文化。
- 第9条 役員の選任、委嘱の方法について表記を見直すとともに、書記及び会計1名について、事務職員を充てることを明文化。
- 第10条 役員に任期途中で欠員が生じた場合の「補欠役員の残任期間」を追加。
- 第11・12条 実行委員について条文を整理。大学(5学部)・短期大学部(2学科)の現状の構成に則して、員数を「7人以上 21 人以下」に改める。
- 第14条 総会に関する条文を整理。総会開催時期を「5月」から「6月まで」に変更し、オンラインによる書面決議にも対応できるよう開催時期に柔軟性を持たせた。また、総会審議事項、議決要件について明確化。
- 第15条 実行委員会に関する条文を整理。また、オンライン出席に対応するため、「電磁的方法による出席」を第5項に追加。また、議決に際し、「可否同数時は議長決定」とする規定を追加。
- 第16条 「事務の委託」規定を新設し、外部委託を可能とする旨を明文化。
- 附則 規約改正については令和8年6月1日施行とする。

四天王寺大学・四天王寺大学短期大学部後援会規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、四天王寺大学・四天王寺大学短期大学部後援会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、四天王寺大学及び四天王寺大学短期大学部（以下「本学」という。）の行う教育研究活動等を後援することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的達成のため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 教育研究活動等に対する援助
- (2) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、政治的又は営利的な活動を目的とせず、かつ、本学の管理運営に干渉しない範囲で行うものとする。

第2章 会 員

(会員)

第4条 本会は、次の各号に掲げる会員をもって組織する。

- (1) 正会員 本学に在籍する学生の保証人又はその配偶者
- (2) 特別会員 常務理事、学長、副学長、事務局長、教員及び事務職員（以下「教職員」という。）とする。

第3章 会 計

(経費)

第5条 本会の経費は、会費、寄附金（以下「会費等」という。）をもって充てる。

- 2 正会員の会費は、在学生1名につき年額18,000円とし、夏学期・冬学期それぞれ所定の期日までに分納するものとする。なお、既納の会費については返還しないものとする。
- 3 特別会員は、会費を徴収しない。

(会計)

第6条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第4章 役員等

(役員)

第7条 本会に、次の役員を置く。

会 長 1名
副 会 長 3名
書 記 1名
会 計 3名
会計監査 2名

(役員職務)

第8条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順によりその職務を代行する。
- 3 書記は、本会の庶務を担当する。
- 4 会計は、本会の会計を担当する。
- 5 会計監査は、本会の会計を監査し、総会においてその結果を報告する。

(役員選任)

第9条 会長は、前年度の役員又は実行委員のうちから、前年度の会長と特別会員（教職員を除く。）が協議のうえ選任し、学長がこれを委嘱する。

- 2 副会長、会計、会計監査は、前年度役員又は実行委員のうちから、前年度の会長と特別会員（教職員を除く。）が協議のうえ選任する。ただし、書記及び会計1名については、本学事務職員のうちから学長が指名した者とする。
- 3 前項に定める役員の委嘱は、学長及び会長の連名により委嘱する。
- 4 役員は、実行委員との兼任を認めない。

(役員任期)

第10条 役員任期は1年とし、再任を妨げない。

- 2 任期途中で役員が欠けた場合における後任役員任期は、前任者の残任期間とする。

(実行委員)

第11条 本会に、実行委員を置く。

- 2 実行委員は、役員とともに本会の円滑な運営に関し協力するものとする。

(実行委員選任)

第12条 実行委員は、正会員のうちから役員と特別会員（教職員を除く。）が協議の上選任し、会長がこれを委嘱する。

- 2 実行委員の選任は、7人以上21人以下とする。

(顧問)

第13条 本会に、顧問を置く。

- 2 顧問は、本学の学長及び副学長をもって充てる。
- 3 顧問は、必要に応じ会議に出席し、会長の求めに応じ意見を述べることができる。

第5章 会議

(総会)

第14条 本会に、総会を置く。

- 2 総会は、通常総会として年1回、6月までに開催するものとする。ただし、会長が必要と認めたときは臨時にこれを開催することができる。
- 3 総会は、会長がこれを招集し、議長となる。
- 4 総会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
 - (1) 事業計画及び収支予算に関すること。
 - (2) 事業報告及び収支決算に関すること。
 - (3) 本会規約の制定及び改廃に関すること。
 - (4) その他本会の運営に関する重要事項
- 5 総会の議決は正会員出席者の過半数をもって決する。

(実行委員会)

第15条 本会に、実行委員会を置く。

- 2 実行委員会は、役員及び実行委員をもって構成し、会長が議長となる。
- 3 実行委員会は、次の各号に掲げる事項を任務とする。
 - (1) 年度計画・事業予算の立案
 - (2) 本会の事業の運営
 - (3) その他、本会の事業の実行に関し必要なこと。
- 4 実行委員会は、会長が招集し年4回開くことを原則とする。
- 5 実行委員会は構成員の2分の1以上の出席（電磁的方法による出席を含む。）により成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 実行委員会には、顧問、常務理事、事務局長が出席することができる。
- 7 会長は、必要に応じ本学関係者の出席を求めることができる。

第6章 雑則

(事務の委託)

第16条 本会の事務は、外部に委託することができるものとする。

(規約の改廃)

第17条 この規約の改廃は、総会において行う。

附 則

この規約は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年6月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和8年6月1日から施行する。

新	旧
<p align="center">第1章 総 則</p>	<p align="center">第1章 名 称</p>
<p>(名称) 第1条 本会は、四天王寺大学・四天王寺大学短期大学部_____後援会(以下「<u>本会</u>」という。)と称する。</p> <p>(削除)</p> <p><u>(目的)</u> 第2条 本会は、<u>四天王寺大学及び四天王寺大学短期大学部(以下「<u>本学</u>」という。)</u>の行う<u>教育研究活動等を後援することを目的とする。</u></p> <p>(削除)</p> <p><u>(事業)</u> 第3条 本会は、<u>前条の目的達成のため、次の各号に掲げる事業を行う。</u></p> <p>(1) <u>教育研究活動等に対する援助</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p><u>(2) その他本会の目的を達成するために必要な事業</u></p> <p><u>2 前項の事業は、政治的又は営利的な活動を目的とせず、かつ、本学の管理運営に干渉しない範囲で行うものとする。</u></p> <p>(削除)</p>	<p>(追加) 第1条 本会は四天王寺大学・四天王寺大学短期大学部(以下<u>大学・短期大学部</u>という)後援会_____と称する。</p> <p align="center"><u>第2章 目 的</u></p> <p>(追加) 第2条 本会は_____大学・短期大学部_____の行う<u>あらゆる教育・研究活動を後援することを目的とする。</u></p> <p align="center"><u>第3章 事 業</u></p> <p>(追加) 第3条 本会は<u>前章の目的達成のために</u>次の事業を行う。</p> <p>(1) <u>教育・研究活動</u>に対する援助</p> <p>(2) <u>教育環境の整備</u>に対する援助</p> <p><u>(3) 会員相互の親睦</u></p> <p><u>(4) その他本会の目的を達成するための必要な事業</u></p> <p>(追加) 第4条 本会は<u>大学・短期大学部の行うあらゆる教育・研究活動への後援のために活動し、政治的・営利的活動を行わず、かつ大学・短期大学部の管理や人事に干渉するものではない。</u></p>
<p align="center">第2章 会 員</p> <p><u>(会員)</u> 第4条 本会_____は、<u>次の各号に掲げる会員をもって組織する。</u></p> <p><u>(1) 正会員 本学に在籍する学生の保証人又はその配偶者</u></p> <p><u>(2) 特別会員 常務理事、学長、副学長、事務局長、教員及び事務職員(以下「<u>教職員</u>」という。)とする。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p align="center">第4章 会 員</p> <p>(追加) 第5条 本会の会員は、<u>正会員及び特別会員とする。</u></p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>2 大学・短期大学部に在籍する学生の保護者を<u>正会員とする。</u></p> <p>3 学長、事務局長、副学長及び<u>教育職員・事務職員(以下、<u>教職員</u>という)を特別会員とする。</u></p>

第3章 会計	第5章 会計
<p style="text-align: center;">(経費)</p> <p>第5条 本会の経費は、会費、<u>寄附金</u>(以下「<u>会費等</u>」という。)をもって<u>充てる。</u></p> <p>2 <u>正会員の会費は、在学生1名につき年額18,000円とし、夏学期・冬学期それぞれ所定の期日までに分納するものとする。なお、既納の会費については返還しないものとする。</u></p> <p>3 <u>特別会員は、会費を徴収しない。</u></p> <p>(削除)</p> <p style="text-align: center;">(会計)</p> <p>第6条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p> <p>(削除)</p>	<p>(追加)</p> <p>第6条 本会の経費は、<u>会費及び寄附金</u>_____をもって<u>支弁する。</u></p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>第7条 <u>会費は年額18,000円とし、所定の期日までに納めるものとする。なお、既納の会費については返還しないものとする。</u></p> <p>(追加)</p> <p>第8条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p> <p>第9条 <u>特別会員は、会費を納入しない。</u></p>
第4章 役員等	第6章 役員 <u>の選出</u>
<p style="text-align: center;">(役員)</p> <p>第7条 <u>本会に、次の役員を置く。</u></p> <p>会 長 1名</p> <p>副 会 長 3名</p> <p>書 記 1名 _____</p> <p>_____</p> <p>会 計 3名 _____</p> <p>_____</p> <p>会計監査 2名</p> <p>_____</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p style="text-align: center;">(役員<u>の職務</u>)</p> <p>第8条 <u>会長は、本会を代表し、会務を統括する。</u></p> <p>2 <u>副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順によりその職務を代行する。</u></p> <p>3 <u>書記は、本会の庶務を担当する。</u></p> <p>4 <u>会計は、本会の会計を担当する。</u></p> <p>5 <u>会計監査は、本会の会計を監査し、総会においてその結果を報告する。</u></p>	<p>(追加)</p> <p>第10条 <u>本会の役員は、次の通りとする。</u></p> <p>会 長 1名</p> <p>副 会 長 3名</p> <p>書 記 1名 <u>但し事務職員中より学長が指名する。</u></p> <p>会 計 3名 <u>但し1名は事務職員中より学長が指名する。</u></p> <p>会計監査 2名</p> <p>顧 問 _____</p> <p>2 <u>役員と実行委員との兼任は認めない。</u></p> <p>3 <u>役員<u>の</u>任期は1年とし、再選は認める。</u></p> <p>(追加)</p>

<p><u>(役員を選任)</u></p> <p><u>第9条 会長は、前年度の役員又は実行委員のうちから、前年度の会長と特別会員（教職員を除く。）が協議のうえ選任し、学長がこれを委嘱する。</u></p> <p><u>2 副会長、会計、会計監査は、前年度役員又は実行委員のうちから、前年度の会長と特別会員（教職員を除く。）が協議のうえ選任する。ただし、書記及び会計1名については、本学事務職員のうちから学長が指名した者とする。</u></p> <p><u>3 前項に定める役員の委嘱は、学長及び会長の連名により委嘱する。</u></p> <p><u>4 役員は、実行委員との兼任を認めない。</u></p> <p>(削除)</p>	<p>(追加)</p> <p><u>第11条 役員を選出は、理事、事務局長、会長が協議のうえ選出するものとし、5月総会において報告を行う。</u></p> <p><u>2 会長は 学長名で委嘱し、その他の役員は学長及び会長の連名で委嘱する。</u></p>
<p><u>(役員任期)</u></p> <p><u>第10条 役員任期は1年とし、再任を妨げない。</u></p> <p><u>2 任期途中で役員が欠けた場合における後任役員任期は、前任者の残任期間とする。</u></p>	<p>(追加)</p>
<p>(削除)</p> <p><u>(実行委員)</u></p> <p><u>第11条 本会に、実行委員を置く。</u></p> <p><u>2 実行委員は、役員とともに本会の円滑な運営に関し協力するものとする。</u></p>	<p>第7章 役員の仕事</p> <p>(追加)</p>
<p><u>(実行委員選任)</u></p> <p><u>第12条 実行委員は、正会員のうちから役員と特別会員（教職員を除く。）が協議の上選任し、会長がこれを委嘱する。</u></p> <p><u>2 実行委員の選任は、7人以上21人以下とする。</u></p> <p>(削除)</p>	<p>(追加)</p> <p><u>第12条 役員の仕事は次の各号に掲げる通りとする。</u></p> <p><u>(1) 会長の仕事は次の通りとする。</u></p> <p><u>ア 会長は本会を代表する。</u></p> <p><u>イ 会長は、総会・役員会及び実行委員会を招集し、議長となる。また必要に応じ各委員会を招集する。</u></p> <p><u>ウ 会長は他の役員及び学長の承認を得て、各委員長を委嘱する。</u></p> <p><u>(2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその代理をする。</u></p>

	<p><u>(3) 書記は、総会・役員会及び実行委員会の議時を正確に記録し、各種の会合について通知する。</u></p> <p><u>(4) 会計は、本会のすべての金銭の出納を司り、年度末総会には、会計監査の監査を経て決算報告する。</u></p> <p><u>(5) 会計監査は後援会の会計を監査し、年度末総会においてその結果を報告する。</u></p> <p><u>(6) 顧問は学長及び副学長をもってあてる。また必要に応じ会議に出席し、会長の諮問に応じ、又は意見を述べるができる。</u></p>
<p><u>(顧問)</u></p> <p>第13条 <u>本会に、顧問を置く。</u></p> <p><u>2 顧問は、本学の学長及び副学長をもって充てる。</u></p> <p><u>3 顧問は、必要に応じ会議に出席し、会長の求めに応じ意見を述べるができる。</u></p>	<p>(追加)</p>
<p style="text-align: center;"><u>第5章 会議</u></p> <p><u>(総会)</u></p> <p>第14条 <u>本会に、総会を置く。</u></p> <p><u>2 総会は、通常総会として年1回、6月までに開催するものとする。ただし、会長が必要と認めたときは臨時にこれを開催することができる。</u></p> <p><u>3 総会は、会長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p><u>4 総会は、次の各号に掲げる事項を審議する。</u></p> <p><u>(1) 事業計画及び収支予算に関すること。</u></p> <p><u>(2) 事業報告及び収支決算に関すること。</u></p> <p><u>(3) 本会規約の制定及び改廃に関すること。</u></p> <p><u>(4) その他本会の運営に関する重要事項</u></p> <p><u>5 総会の議決は正会員出席者の過半数をもって決する。</u></p>	<p>(追加)</p>
<p>(削除)</p>	<p style="text-align: center;"><u>第8章 委員会</u></p>
<p>(削除)</p>	<p>(追加)</p> <p>第13条 <u>本会を運営するため、次の委員会を置く。</u></p> <p><u>(1) 役員会</u></p> <p><u>(2) 実行委員会</u></p> <p>第14条 <u>実行委員会は本会の役員、大学代表・短期大学部代表及び理事、事務局長によって構成される。</u></p> <p><u>2 大学代表は4～12名、短期大学部代表は2～</u></p>

<p>(削除)</p> <p><u>(実行委員会)</u></p> <p><u>第 15 条 本会に、実行委員会を置く。</u></p> <p><u>2 実行委員会は、役員及び実行委員をもって構成し、会長が議長となる。</u></p> <p><u>3 実行委員会は、次の各号に掲げる事項を任務とする。</u></p> <p><u>(1) 年度計画・事業予算の立案</u></p> <p><u>(2) 本会の事業の運営</u></p> <p><u>(3) その他、本会の事業の実行に関し必要なこと。</u></p> <p><u>4 実行委員会は、会長が招集し年 4 回開くことを原則とする。</u></p> <p><u>5 実行委員会は構成員の 2 分の 1 以上の出席（電磁的方法による出席を含む。）により成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。</u></p> <p><u>6 実行委員会には、顧問、常務理事、事務局長が出席することができる。</u></p> <p><u>7 会長は、必要に応じ本学関係者の出席を求めることができる。</u></p>	<p><u>6 名とする。</u></p> <p><u>第 15 条 実行委員は役員・理事・事務局長と協議のうち会長がこれを委嘱する。</u></p> <p>(追加)</p>
<p>(削除)</p>	<p><u>第 9 章 実行委員会の任務</u></p> <p><u>第 16 条 実行委員会の任務は次の通りである。</u></p> <p><u>(1) 年次計画・予算の立案</u></p> <p><u>(2) 本会の事業の企画、立案並びに運営</u></p> <p><u>(3) 大学・短期大学部より提示された議案の処理</u></p>
<p>(削除)</p>	<p><u>第 10 章 会 合</u></p> <p><u>第 17 条 総会には、通常総会と臨時総会とがある。</u></p> <p><u>2 通常総会は 5 月に行い、決算報告並びに年次計画及び予算審議を行う。</u></p> <p><u>3 臨時総会は会長が必要と認めたとき招集する。</u></p> <p><u>第 18 条 総会の議決は出席者の過半数をもって決する。</u></p> <p><u>第 19 条 役員会は随時会長がこれを招集する。</u></p> <p><u>第 20 条 実行委員会は、会長が招集し年間 4 回開くことを原則とする。</u></p> <p><u>第 21 条 実行委員会の定足数は実行委員の 2 分の 1 とし、議決は出席者の過半数をもって決する。</u></p>

<p>(削除)</p> <p style="text-align: center;"><u>第6章 雑則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(事務の委託)</u></p> <p><u>第16条 本会の事務は外部に委託することができるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(規約の改廃)</u></p> <p><u>第17条 この規約の改廃は、総会において行う。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この規約は、平成29年6月1日から施行する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この規約は、平成30年6月1日から</u> _____ <u>施行する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この規約は、令和3年6月1日から</u> _____ <u>施行する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この規約は、令和8年6月1日から施行する。</u></p>	<p><u>第22条 理事・学長・事務局長・副学長は、役員会及び総会で決議された事項において、第2条の目的に反する恐れがある場合はこれを留保することができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第11章 連絡会</u></p> <p><u>第23条 本会は四天王寺高等学校・四天王寺中学校後援会、四天王寺東高等学校・四天王寺東中学校後援会並びに四天王寺小学校後援会と緊密なる連絡をとり、相互協力して、もって_____四天王寺学園を後援する。</u></p> <p>2 前項の目的を達成するために、本会実行委員会には、四天王寺高等学校・四天王寺中学校後援会長、四天王寺東高等学校・四天王寺東中学校後援会長並びに四天王寺小学校後援会長が出席することができる。但し、四天王寺高等学校・四天王寺中学校後援会長、四天王寺東高等学校・四天王寺東中学校後援会長並びに四天王寺小学校後援会長は、同委員会において諮問に応ずるものとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>第12章 改正</u></p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p><u>第24条 この規約は、_____総会において出席者の過半数の賛成によって改正することができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>1 この規約は、平成29年6月1日より施行する。</u></p> <p>(追加)</p> <p><u>2 この規約は、平成30年6月1日から一部改正し施行する。</u></p> <p>(追加)</p> <p><u>3 この規約は、令和3年6月1日から一部改正し施行する。</u></p> <p>(追加)</p>
---	--